

告示

埼玉県告示第千三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太平ショッピングプラザ

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目五十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 計画変更について

計画内容の変更等によって、開発行為等事前協議における協議事項に変更が生じた場合又は新たな協議が必要となった場合は、その都度担当課と協議すること。

(2) 渋滞緩和及び交通安全について

来退店経路図に則り交通整理員を配置すること。

(3) 立地適正化計画に係る届出について

都市機能誘導区域内での開発のため、開発及び建築等行為の届出は必要ないが、今後、休止又は廃止をする場合には、誘導施設の休廃止届出書を提出すること。

(4) 防災協定について

当町と防災協定の締結をすること。

(5) 商工会について

杉戸町商工会への加入をすること。

二 縦覧期間

令和五年十一月七日から令和五年十二月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター